

安 芸 市

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和元年 9 月版

安芸市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、安芸市では各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策を協議してきました。

引き続き通学路の安全対策に向けた取組を行うため、平成 27 年 2 月に、「安芸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムはこの会議で議論し、策定しました。

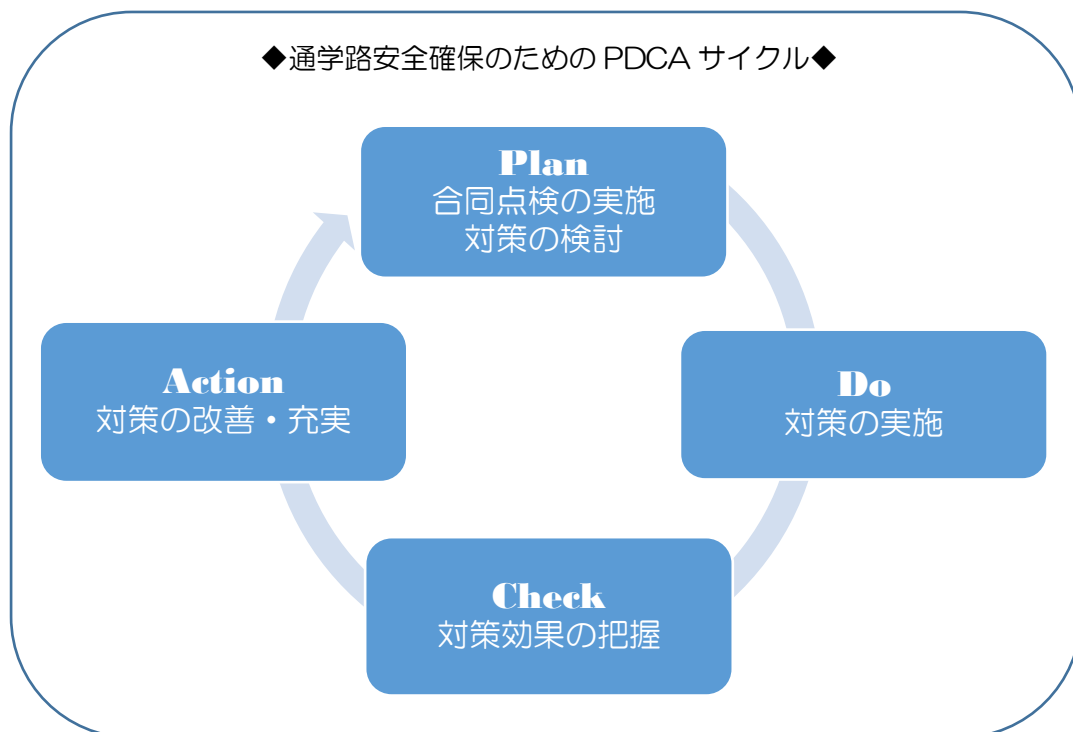
- 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所奈半利国道出張所
- 高知県安芸土木事務所
- 安芸警察署
- 安芸市小中学校校長会
- 安芸市小中学校 PTA 連絡協議会
- 安芸市建設課
- 安芸市教育委員会
- その他関係機関

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を PDCA サイクル（計画 Plan → 実行 Do → 評価 Check → 改善 Action という 4 段階の活動を繰り返し行うこと）として実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

通学路について、交通安全や防犯の観点から危険箇所に対する保護者等からの要望を受け、1 年に 1 回以上、実施時期は特に定めず通学路の合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

学校ごとに、学校関係者、警察、道路管理者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策やソフト対策等、必要に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、各学校を通じて対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成します。